第三十九条の九十第七項及び第三十九条の九十の二第四項中「並びに第六十八条の九十三の三第三項及び第六項」を「、第六十八条の九十三の三第三項及び第六項並びに第六十八条の九十八第一項及び第六項から第九項まで」に、「寄附金の全額」を「寄附金の額の全額」に改める。

第三十九条の九十一第二項中「連結事業年度の」の下に「法第六十八条の九十八第六項から第九項までの規定を適用しないで計算した場合の」を加え、「及び第六十八条の六十五」を「、第六十八条の六十五及び第六十八条の九十八第一項」に改める。

第三十九条の九十二第三項中「連結事業年度の」の下に「法第六十八条の九十八第六項から第九項までの規定を適用しないで計算した場合の」を加え、「の規定を」を「及び第六十八条の九十八第一項の規定を」に改める。

第三十九条の九十三中「第六十八条の六十六第二項」を「第六十八条の六十六第一項」に、「同条第一項」を「同項」に改める。

第三十九条の九十五第一項中「次項」を「以下この条」に、「のうち」を「（当該連結事業年度に係る法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度終了の日における当該連結親法人の資本金の額又は出資金の額（当該連結親法人が資本又は出資を有しない連結親法人に該当する場合には、第三十九条の九十三に規定する百分の六十に相当する金額）が百億円以下である場合には、当該交際費等の額のうち」に、「金額は」を「金額）は」に改める。

第三十九条の九十七第四項第二号中「当該株式」の下に「又は出資」を加え、「若しくは第六項」を「から第七項まで」に、「第九条第一項第六号又は第七号」を「第九条の二第一項第一号ワ、第四号又は第五号」に改め、同条第十一項及び第十八項中「第六十二条の三第四項第十二号」を「第六十二条の三第四項第十三号」に改める。

第三十九条の百六第一項中「第八号」を「第七号」に改め、同条第三項中「第七号」を「第六号」に改め、「し、同欄に規定する政令で定めるものは、貨物鉄道事業用の電気機関車と」を削り、同条第二十項及び第二十一項中「第七号」を「第六号」に改め、同条第二十三項中「第八号」を「第七号」に改め、同条第二十六項第二号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　法第六十八条の七十九第一項の譲渡をした資産が法第六十八条の七十八第一項の表の第二号の上欄に掲げる資産（令和二年四月一日前に法第六十五条の七第一項の表の第二号の上欄のイ若しくはロに掲げる区域となつた区域内又は同欄のハに掲げる区域内にあるものに限る。）に該当し、かつ、その取得をする見込みである資産が法第六十八条の七十八第一項の表の第二号の下欄に掲げる資産に該当する場合における当該取得をする見込みである資産　百分の七十

第三十九条の百六第三十項中「第八号」を「第七号」に改める。

第三十九条の百十一第一項中「特例基準割合」を「利子税特例基準割合」に改める。

第三十九条の百十三の二第一項中「第六十八条の九十三の三第三項及び第六項」の下に「、第六十八条の九十八第一項及び第六項から第九項まで」を加え、「寄附金の全額」を「寄附金の額の全額」に改め、同条第五項中「他の非関連者（当該連結法人から受ける支払利子等があつたとした場合に当該支払利子等が当該他の非関連者の課税対象所得に含まれるものを除く。）」を「次に掲げるもの」に改め、同項に次の各号を加える。

一　他の非関連者（当該連結法人から受ける支払利子等があつたとした場合に当該支払利子等が当該他の非関連者の課税対象所得に含まれるものを除く。）

二　当該非関連者（外国法人に限る。）の法人税法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等（当該連結法人から受ける支払利子等があつたとした場合に当該支払利子等が当該非関連者の同法第百四十一条第一号ロに掲げる国内源泉所得（法人税に関する法令の規定により法人税を課さないこととされ、又は租税条約の規定により法人税を免除することとされる所得を除く。）に含まれるものを除く。）

第三十九条の百十三の二第十九項中「「国内関連者」を「「国内関連者等」に、「各国内関連者等」に、「非国内関連者」を「非国内関連者等」に、「他の国内関連者」を「他の国内関連者等」に改める。

第三十九条の百十五第一項第一号及び第七項中「第八号」を「第七号」に改める。

第三十九条の百十七の二第三項中「第十項第三号」を「第十項第四号」に改め、同条第十項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　部分対象外国関係会社（その本店所在地国においてその役員又は使用人がその行う棚卸資産の販売及びこれに付随する棚卸資産の販売の対価の支払の猶予に係る業務を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事しているものに限る。）が当該部分対象外国関係会社に係る次号イ及びロに掲げる者以外の者に対して行う棚卸資産の販売の対価の支払の猶予により生ずる利子の額

第三十九条の百十八第三項中「（当該金額が当該個別課税対象金額を超える場合には、当該個別課税対象金額に相当する金額）」を削り、同条第四項中「（当該金額が当該個別部分課税対象金額を超える場合には、当該個別部分課税対象金額に相当する金額）」を削り、同条第五項中「（当該金額が当該個別金融子会社等部分課税対象金額を超える場合には、当該個別金融子会社等部分課税対象金額に相当する金額）」を削り、同条第二十五項中「うちに」を削る。

第三十九条の百十九第十二項の表第五項の項中「第十一項」を「第十二項」に改める。

第三十九条の百二十の四第三項中「第八項第三号」を「第八項第四号」に改め、同条第八項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　部分対象外国関係法人（その本店所在地国においてその役員又は使用人がその行う棚卸資産の販売及びこれに付随する棚卸資産の販売の対価の支払の猶予に係る業務を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事しているものに限る。）が当該部分対象外国関係法人に係る次号イ及びロに掲げる者以外の者に対して行う棚卸資産の販売の対価の支払の猶予により生ずる利子の額

第三十九条の百二十の七第六項中「同項から同条第十三項まで」及び「これら」を「同条」に改め、同条第十五項中「うちに」を削る。

第三十九条の百二十二を次のように改める。

（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例）

第三十九条の百二十二　法第六十八条の九十八第一項に規定する政令で定めるものは、同項に規定する特別新事業開拓事業者（以下この項において「特別新事業開拓事業者」という。）の株式のうち、次に掲げる要件の全てを満たすことにつき産業競争力強化法第四十八条第二号の規定に基づく調査（以下この条において「共同化調査」という。）により明らかにされたものとして財務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

一　当該株式が当該特別新事業開拓事業者の資本金の額の増加に伴う払込みにより交付されるものであること。

二　当該株式の保有が前号の払込みによる取得の日から五年を超える期間継続する見込みであること。

三　前二号に掲げるもののほか、当該株式の取得が対象連結親法人（法第六十八条の九十八第一項に規定する対象連結親法人をいう。以下この条において同じ。）又はその対象連結子法人（同項に規定する対象連結子法人をいう。以下この条において同じ。）及び当該特別新事業開拓事業者の産業競争力強化法第二条第二十項に規定する特定事業活動に特に有効なものとなると認められるものであること。

2　法第六十八条の九十八第一項に規定する損金の額に算入された金額に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する減額した金額のうち当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に、その減額に係る同項に規定する特定株式の取得価額（当該取得価額が百億円を超える場合には、百億円）を乗じてこれを当該特定株式の取得価額で除して計算した金額とする。